

事故・事件発生時における速報連絡体制 (中国運輸局管内)

令和5年4月1日現在

中国運輸局自動車技術安全部 保安・環境調整官

電話:082-228-9144

【夜間・休日】

携帯電話 : 090-9062-7793

メールアドレス : cgt-chugoku01@docomo.ne.jp

管内運輸支局 夜間・休日

広島運輸支局(携帯電話) : 090-7374-9278

鳥取運輸支局(携帯電話) : 090-7374-5848

島根運輸支局(携帯電話) : 090-8990-9449

岡山運輸支局(携帯電話) : 090-7374-4450

山口運輸支局(携帯電話) : 090-7135-5969

速報対象事故・
事件で運輸支
局担当者に連
絡が付かない
場合は運輸局
へ直接連絡

事故・事件発生後速やかに連絡
(電話又はメール)

自動車運送事業者又は事業者団体

速報対象事故・事件

(事故・事件の詳細は2面)

- ・特定重大事故
- ・重大事故
- ・特定重大事件
- ・重大事件
- ・消費者重大事故等

ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故
イ アに該当する事故を発生させるおそれがある事故(自動車が転覆し、転落し、
火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触した
ものであって、乗客が乗車中のもの)

事故・事件の種別

※特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

イ 貨物自動車運送事業者

自動車に積載された危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、可燃物の大量飛散・漏洩事故

ウ その他社会的影響が特に大きいと認める事故

(例:事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
 - ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
 - iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
 - iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
 - v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
 - vi 酒気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)
 - vii 自然災害に起因する可能性のある事故
 - viii その他社会的影響が大きいと認める事故
- (例:事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき等)

イ 貨物自動車運送事業者

- i 2名以上の死者を生じた事故
 - ii 5名以上の重傷者を生じた事故
 - iii 10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
 - iv 自動車に積載された危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、可燃物の飛散、漏えい事故(大量でないもの)
 - v 酒気帯び運転を伴う事故
 - vi 自然災害に起因する可能性のある事故
 - vii その他社会的影響が大きいと認める事故
- (例:事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき等)

※特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が特に大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

※重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員に死者が出た事件
 - ii 乗員による業務中の暴行事件
 - iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの
- (例:報道等で大きく取り上げられた事件)

イ 一般乗用旅客自動車運送事業者

- i 乗客に死者が出た事件
- ii 乗員による業務中の暴行事件
- iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの
- iv タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合

ウ 貨物自動車運送事業者

- i 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの
- (例:報道等で大きく取り上げられた事件)